

○新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月14日

条例第47号

改正 平成27年12月7日条例第55号

平成29年3月22日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(個人番号の利用)

第3条 別表の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 実施機関は、法別表第1の下欄に掲げる事務、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の下欄に掲げる事務及び別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が、他の実施機関に対し、前条第2項本文に規定する事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該他の実施機関が保有するものの提供を求めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するときと

する。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月7日条例第55号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条第1項の改正規定は、同年5月30日から施行する。

別表(第3条関係)

実施機関	事務
区長	(1) 心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるもの
	(2) 日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって規則で定めるもの
	(3) 日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって規則で定めるもの
	(5) 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの
	(6) 区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) 葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの